

海く高第542号
令和3年9月27日

各指定地域密着型（介護予防）サービス事業者様
各指定居宅介護支援事業者様
各指定介護予防支援事業者様
各介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業者様

海南省くらし部高齢介護課長
(公印省略)

利用者への説明・同意等に係る見直しについて

平素は、本市高齢者福祉行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定により、利用者への説明・同意等に係る見直しとして、各サービスの基準省令及び解釈通知が変更されています。当該取り扱いについて、海南省においては下記のとおりとしますので、内容について御了知いただき、遺漏なきようご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後、国から本通知の取り扱いについてQ&A等が発出された場合は、改めてお知らせしますので、適切にご対応ください。

記

令和3年度介護報酬改定により、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）については、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができるようになりました。

これは、交付等を従来の書面で行う取り扱いに加え、電磁的方法により行うことを可能とするものであり、交付等が省略できるという趣旨ではありません。したがって、交付等が必要とされているものについては、交付等を書面又は電磁的方法により行うことが必要です。

同意を従来通り書面により行う場合は、署名によることが可能であると考えられます。なお、押印は必須ではありません。

同意を電磁的方法により行う場合は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示する方法が考えられます。

また、令和3年4月より、居宅介護支援事業者は前6か月に作成した居宅サービス計画における介護サービスの割合等についても利用者へ説明し、理解を得なければならないとされましたが、説明内容を理解したことについて、必ず利用者から「署名」を得ることとされていますので、注意してください。

以下に、問い合わせが多かった項目について記載します。

Q 1.

重要事項説明書、居宅サービス計画や個別サービス計画における署名や押印は不要としてよい
か。また、署名や押印を不要とする場合の代替手段は。

A 1.

令和3年度介護報酬改定により、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等につ
いては、事前に利用者等の承諾を得た上で、書面に代えて電磁的方法によることができるよう
になりました。具体的には、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をする方法が考
えられます。署名や押印を求めない場合は、上記のような対応を行うことが必要です。なお、従
前通り署名・押印欄を設けることも可能ですが、押印は必須ではありません。

押印については、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」
を参考に、適切な対応を行ってください。

Q 2.

居宅サービス計画書標準様式第6表の「利用者確認」欄が削除されているが、利用者から同意
を得たことの確認は不要になったということか。

A 2.

基準省令及び解釈通知において、介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指
定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サー
ビス計画の原案（いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当
するものすべて）の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意
を得なければならないとされています。

介護保険最新情報 vol. 958（令和3年3月31日「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準
項目の提示について」）において、居宅サービス計画書標準様式第6表の「利用者確認」欄が削除
されていますが、記載要領においては「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、
利用者の確認を受ける。」との記載が以前と変わらず残っています。

以上のことから、第6表についても従来通り利用者に交付して説明を行い、同意を得ることが
必要です。

交付等は、書面又は電磁的方法により行ってください。同意を従来通り書面により行う場合は、
様式の欄外に署名を得ること等が想定されます。同意を電磁的方法により行う場合は、例えば、
電子メールにより利用者等が同意の意思表示をする方法が考えられます。「利用者に口頭で了解を
得て、支援経過記録等に記載する。」という方法は想定しておりませんので、ご注意ください。

その他、計画書等様式の一部や記載要領も変更されていますので、上記通知は必ず確認の上、
適切に実施してください。

Q 3.

契約書の押印についても不要としてよいか。

A 3.

介護保険法令上は、重要事項説明書の交付・説明・同意をもって契約がなされたと考えられることから、契約書の取り扱いについては、民事不介入の原則（私的自治の原則・契約自由の原則）に基づいて、市から指示を出すことはできません。

ただし、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」の問1において、「私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。」「特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。」とされていることから、同Q&Aの問6において示されている方法等により、文書の成立の真正を証明する手段を確保した上で、契約書の押印を省略するといった事例は想定できます。

海南市くらし部高齢介護課

指定・指導係 岡室

〒642-8501 海南市南赤坂11番地

T E L : 073-483-8764

F A X : 073-483-8769

E-mail korei@city.kainan.lg.jp